

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する
日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	四

一 概説

1 協定の成立経緯

博覧会国際事務局（以下「B I E」という。）は、パリに設立された国際機関であり、国際博覧会に関する条約の適用を監督し、及び確保する責任を有している。現在、百七十箇国がB I Eの構成員となっており、我が国は、昭和四十年（千九百六十五年）にB I Eの構成員となった。平成三十年（二千十八年）十一月にパリで開催されたB I E総会において、我が国が二千二十五年国際博覧会の開催国となることが決定された。我が国は、二千二十五年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）に際し、参加する国及び国際機関（以下「公式参加者」という。）の陳列区域代表事務所、B I E等に対して特権及び免除を付与し、博覧会に向けた公式参加者及びB I E等の関係者の活動の円滑化を図るため、博覧会に関する特権及び免除に関するB I Eとの間の協定の締結に向けた交渉を行った。その結果、協定案文についてB I Eとの間で調整が整ったため、令和四年（二千二十二年）二月十五日、日本側在アラブ首長国連邦磯侯大使とB I E側ケルケンツェス事務局長との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国とB I Eとの間で公式参加者の陳列区域代表事務所、B I E等が享有する特権及び免除等について定めるものである。この協定の締結によって、公式参加者及びB I E等の関係者による活動の円滑化を図ることは、博覧会の開催及びその準備に向けた環境の整備等に寄与する。また、この協定の締結は、我が国と公式参加者及びB I Eとの協力関係の強化にも資するものである。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十七箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

1 B I Eは、博覧会に関して国際博覧会に関する条約の適用を監督し、及び確保する責任を負うこと、日本国政府は、開催者による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保すること等を定める（第二条）。

2 日本国政府は、自国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとること、陳列区域代表事務所は、陳列区域代表事務所の職員の氏名等の情報を個別にかつ遅滞なく日本国政府に通知

すること、B I Eは、B I Eの代表者の氏名等の情報を個別にかつ遅滞なく日本国政府に通知すること等を定める（第三条）。

3 日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除されること、陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること、陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス等の日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができること等を定める（第四条）。

4 B I E並びにその財産、資産及び収入は、B I Eの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除されること並びにB I Eは、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、B I Eの運営のための物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができることを定める（第五条）。

5 陳列区域代表事務所及びB I Eは、日本国の法令に従い、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができることを定める（第六条）。

6 陳列区域代表事務所は、日本国の法令によりその開設のために免許及び登録を要しない無線局を無償で使用することができることを定める（第七条）。

7 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除、日本国の関税法令に従い日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利並びに当該自動車に関する全ての直接税の免除を日本国において享有すること等を定める（第八条）。

8 博覧会を目的として日本国を訪問するB I Eの代表者は、B I Eの博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除、日本国の関税法令に従い日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利並びに当該自動車に関する全ての直接税の免除を日本国において享有すること等を定める（第九条）。

9 陳列区域代表事務所の職員、B I Eの代表者及びこれらの者の被扶養者が、日本国において自動車を運転することが出来る場合等について定める（第十条）。

10 博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）は、日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されないこと等を定める（第十一条1）。

11 陳列区域代表事務所の職員及びB I Eの代表者が日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない場合には、その随伴する被扶養者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）も、当該社会保障制度に参加することを要求されないこと等を定める（第十一条2）。

12 陳列区域代表事務所の職員の被扶養者は、その年齢に応じ、日本国の公立の小学校及び中学校に入学することを認められることを定める（第十二条）。

13 この協定に定める特権及び免除並びに博覧会への参加に関する必要な全ての情報を陳列区域代表事務所及びB I Eに提供するため、日本国の大阪に総合窓口が設置されること等を定める（第十三条）。

14 この協定によつて与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであつて、個人の一身上の便宜のために与えられるものではないこと、特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、B I E又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を自国の法令に従つて停止する権利を有すること等を定める（第十四条）。

15 この協定の解釈又は適用に関する日本国政府とB I Eとの間の紛争は、協議によつて解決されること及び協議によつて紛争を解決することができない場合には、一定の手続を経て仲裁裁判所に付託されること、仲裁裁判所の決定は、投票の過半数による議決で行

うこと並びに当該決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及びB I Eを拘束することを定める（第十五条）。

16 この協定の改正に関する協議は、日本国政府又はB I Eのいずれかの要請によって行われること及びいかなる改正も、相互の合意によって行われることを定める（第十六条）。

17 この協定の効力発生及び終了について定める（第十七条）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。